

名古屋市告示第169号

名古屋市文化のみち橿木館の臨時開館

名古屋市文化のみち橿木館条例（平成20年名古屋市条例第45号）第14条第3項の規定により、次のとおり臨時開館します。

令和7年3月28日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 施設の名称

名古屋市文化のみち橿木館

2 臨時開館する日

令和7年4月7日（月）、令和7年4月14日（月）

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部歴史まちづくり推進課